

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十一月二日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七―〇―一三七

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産形成支援室長」を削り、「サイバーセキュリティ対策企画調整室長」を「社会環境金融室長 フィンテック室長」に、「検査企画官 フィンテック室長」を「サイバーセキュリティ対策企画調整室長 マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長 検査企画官」に改め、「国際監督室長」を削り、「監督企画官」を「金融サービス仲介業室長 監督企画官」に改め、「資産運用室長」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「国際・研究室長」及び「又は文書の審査」を削る。

別表消費者庁の部の次に次のように加える。

デジタル庁	デジタル庁設置法 (令和三年法律第三十六号) 第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	デジタル審議官 統括官 審議官 公文書監理官 参事官 企画官 参事官補佐(参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、予算、文書の審査又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 主査(人事、法令、予算、文書の審査又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 秘書 人事係員
-------	--	---

別表総務省の部内部部局の項中「情報システム管理室長」を「法制管理室長」に、「研究推進室長」を「研究推進室長」に改め、「国際展開支援室長」を削り、「国際戦略局総務課」を「国際戦

略局国際戦略課」に、「統計情報システム管理官補佐」を「参事官補佐（国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 統計情報システム管理官補佐」に改め、同部電気通信紛争処理委員会事務局の項中「紛争処理調査官」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「人事係長」を「管理総括専門官 人事係長」に改め、同部沖縄地区税関の項中「次長 課長」を「部長 課長 税関考査官 税関監察官」に、「統括審査官」を「統括審査官 関税評価官」に改め、「税関考査官 税関監察官 関税評価官」を削る。

別表国税庁の部国税局の項中「情報処理管理官 人事調査官」を「統括国税管理官 情報処理管理官 人事調査官 主任国税管理官（統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「統括国税徴収官」を「統括国税管理官 統括国税徴収官 主任国税管理官（統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「情報システム企画室長 調査官」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「局長 政策統括官」を「局長」に、「及び政策統括官付参事官を補

佐し、人事又は」を「並びに畜産局総務課に所属する者のうち人事及び」に改め、「環境政策室長」を削り、「国際戦略室長 国際交渉官 上席国際交渉官」を「地球環境対策室長 再生可能エネルギー室長 ファイナンス室長 商品取引室長 新事業・食品産業調査官 卸売市場室長 食品企業行動室長 基準認証室長 食品ロス・リサイクル対策室長 食文化室長」に、「食料産業調査官 戦略室長 国際交渉室長 食文化室長 輸出戦略調査官 ファンド室長 種苗室長 再生可能エネルギー室長 食品産業環境対策室長 卸売市場室長 商品取引室長 外食産業室長 食品企業行動室長 基準認証室長 生産推進室長 米穀貿易企画室長 会計室長 水田農業対策室長 米麦流通加工対策室長 園芸流通加工対策室長 米麦品質保証室長 園芸流通加工対策室長 花き産業・施設園芸振興室長 地域対策官」を「国際政策室長 国際連絡調整官 輸出戦略調査官 輸出産地形成室長 輸出環境整備室長 国際交渉官 上席国際交渉官 種苗室長 生産推進室長 会計室長 米麦流通加工対策室長 園芸流通加工対策室長 花き産業・施設園芸振興室長 地域対策官 米穀貿易企画室長 水田農業対策室長 米麦品質保証室長」に、「食料産業局総務課、企画課、生産局総務課」を「輸出・国際局総務課、国際地域課、国際経済課、農産局総務課、畜産局総務課」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「地域活性化企画官 工業用水道計画官」を「工業用水道計画官」に

改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「、総合政策局参事官」を削り、同部開発建設部の項中「道路設計管理官」を「道路設計管理官 道路施工保全官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表防衛省の部内部部局の項中「課長補佐（総括）」を「労務調整官」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「参事官 政策立案参事官」を「政策立案参事官 参事官」に改め、「上席システム管理専門官 上席情報システム専門官 上席システム運用専門官」を削る。

別表会計検査院の部事務総局の項中「情報システム検査室長」を「デジタル検査室長」に改める。

別表備考第一項中「令和三年五月三十一日」を「令和三年九月一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。